（訪問型職場適応援助者及び企業在籍型職場適応援助者に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に訪問型職場適応援助者又は企業在籍型職場適応援助者であるものについては、それぞれこの省令による改正後の第二十条の二第三項に規定する訪問型職場適応援助者又は同条第四項に規定する企業在籍型職場適応援助者とみなす。

２　この省令による改正後の第二十条の二第二項から第四項までの規定の適用については、当分の間、同条第二項第三号及び第三項中「基礎的研修及び訪問型職場適応援助者養成研修」とあるのは「訪問型職場適応援助者養成研修」と、同条第四項中「基礎的研修及び企業在籍型職場適応援助者養成研修」とあるのは「企業在籍型職場適応援助者養成研修」とする。

○農林水産省令第二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年一月十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
新市場創出対策事業費補助金			
新市場創出対策整備費補助金			
（略）			
農業水利施設保全管理推進交付金			
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金			
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金			
（略）			
協同農業普及事業交付金			
国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金			
（略）			
林業振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）			
森林整備・林業等振興事業費補助金			
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金			
（略）			
森林整備・林業等振興推進交付金			
国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費補助金			
（略）			

改正前

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
新市場創出対策事業費補助金			
（新設）			
（略）			
農業水利施設保全管理推進交付金			
（新設）			
（略）			
協同農業普及事業交付金			
（新設）			
（略）			
林業振興事業費補助金（実験実用化に係るものを除く。）			
（新設）			
（新設）			
（略）			
森林整備・林業等振興推進交付金			
（新設）			
（略）			